# 第１回滋賀県原子力防災専門会議　議事録

**Ⅰ　日　時　平成 26 年９月３日（水）13 時から 15 時**

**Ⅱ　場　所　県庁東館７階大会議室**

**Ⅲ　出席者　委員：林委員（座長）、島田委員、高橋委員、竹田委員、谷口委員、牧委員**

**県　：西川防災危機管理監**

**防災危機管理局　田中副局長、中山原子力防災室長ほか**

**Ⅳ　内　容**

**１　開　会**

**(1) 西川防災危機管理監あいさつ**

ただいま御紹介いただきました、滋賀県防災危機管理監の西川でございます。

委員の皆さまには、本日大変お忙しい中御出席いただき、また、委員の就任をお願いしましたところ快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

本県では、新しく三日月県政がスタートしておりまして、政策としては「卒原発」という立場で、できるだけ原子力に頼らない社会をつくっていこうという一歩を、原子力の危機管理については、実効性のある多重防護が必要だと示されているところでございます。私どもとしましても、危機管理の観点から、原子力防災に関する事項や原子力施設および周辺の安全確保に関する事項について専門的見地から御助言をいただくよう本会議を設置したところでございます。

本県では、福島第一原発の事故を踏まえまして、原子力施設が立地する若狭地域の隣接県として、多重防護の考え方のもと、地域防災計画のうち原子力災害対策編の見直しを行いまして、環境放射線監視体制の構築や、広域避難計画の策定、リスクコミュニケーションの推進など、原子力防災体制の充実強化に取り組んできたところでございます。

事故から３年を経まして、本県の原子力防災体制も一定整ってきたところでございますけれども、多重防護体制の確立はまだまだでございます。今後、実効性の向上と最適化に向け見直しを継続することとしておりますとともに、原子力防災に係る住民の理解のさらなる向上に取り組む必要があると考えております。

委員の皆さまにおかれましては、それぞれ専門の立場から、忌憚のない御意見、御助言をいただきまして、それを我々としても反映させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**(2) 出席者紹介**

**田中副局長**　それではここで、本日御出席の皆さま方の御紹介でございますけれども、お手元に配布の名簿にて紹介に代えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、遠藤委員と八木委員におかれましては、残念ながら所用により御欠席となっておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認でございます。次第の下のほうに、一覧、資料１からパンフレットまで、たくさんの資料を書いておりますけれども、これらの資料がお手元に配付されていることを御確認いただき、もし不足等ございましたら、スタッフにお申し出いただきましたら、すぐお持ちさせていただきます。

**２　座長等の選出について**

**(1) 設置要綱について**

**田中副局長**　次第２（１）の設置要綱につきまして、事務局から説明を申し上げます。

**●　事務局説明**

資料１に基づき説明。

**田中副局長**　それでは、ただいま要綱の説明をさせていただきましたけれども、まず座長の選出ということをお願いしたいと思っております。設置要綱第４条の第１項によりまして、座長は互選ということになっておりますが、委員の皆さまの御意見がございましたらよろしくお願いします。

**竹田委員**　それでは私から申し上げます。

平成 23 年に東京電力の福島第一原子力の事故がございました。それから昨年度まで、滋賀県の地域防災計画見直し検討会議の議長として防災体制の礎を築かれ、さらにまた、防災危機管理、それから災害心理学を御専門とされている林委員が座長としてふさわしいと考えております。

さらに、林先生でございますけれども、滋賀県で非常に活躍されているわけでございますけれども、そのほか、文部科学省の科学技術学術審議会の専門委員をされているとか、さらに日本学術会議の連携会員にもなっておられるなど、紹介できないぐらいたくさんの委員として活躍されているので、林先生を座長に推したいと思っております。

**田中副局長**　ただいま林委員をという御推薦をいただきましたけれども、委員の皆さま、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは林委員に座長をお願いしたいと思います。では、座長席へお願いいたします。

では、早速でございますけれども、林座長から御挨拶をお願いいたします。

**林座長**　今、座長にと御指名をいただきました林と申します。

８名という、比較的小規模の委員会ですけれども、それぞれ皆さん、大変専門性の深い方なので、ぜひ、この滋賀県の原子力防災対策推進に向けて、それぞれの専門の立場から、忌憚のない活発な御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ですけれども、これで挨拶にさせていただきます。

**田中副局長**　ありがとうございました。

続きまして、設置要綱第４条の３項におきまして、もし座長が、いろいろな公務がございまして、出席できない場合の職務代理者につきまして、座長が指名するということになっております。

座長、御指名をお願いしたいと思います。

**林座長**　分かりました。それでは職務代理者に、牧先生をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（就任承諾の声）

**田中副局長**　それでは、以降、林座長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

**林座長**　分かりました。

では、お手元にございます次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。３時をもってということになっておりますので、円滑な議事の進行にも御協力をいただければと思います。

まずは議題（１）の「原子力防災対策の実践力の強化」についてということで、事務局から御説明をいただきたいと思います。

● **事務局説明**

資料２、資料 3-1、資料 3-2、参考資料１に基づき説明。

**林座長**　はい、ありがとうございました。

今、事務局から御説明がありましたけれども、このことにつきましては、本日御欠席の遠藤委員、八木委員から、あらかじめ意見をいただいているということですので、その御紹介をお願いしたいと思います。

● **事務局説明**

資料４、資料５に基づき説明。

**林座長**　ありがとうございました。

以上、御説明いただいた中身につきまして、皆さんから御質問、あるいは御意見をいただけたらと思います。

まずは資料２にございました「原子力防災対策の実践力の強化に向けた取組」について、御議論いただければと思います。いかがでしょうか。

では、髙橋委員。

**髙橋委員**　それでは、資料２の１ページで、これまでの流れが記載されていて、平成 25 年度まで、滋賀県地域防災計画の原子力災害対策編を作成して、今年度はその具体化という流れにされているわけですけれども、御承知かと思いますが、７ページ目の一番下のところ、今回「ＵＰＺ以遠の地域への対応」の中で今後検討とされているところが、８月 20 日の原子力規制委員会におきまして、9 月からこの検討を開始するというようなことが出ております。そうしますと、その検討結果を受けることになりますと、この滋賀県の地域防災計画そのものが大きく変わってくるのかなと思います。

それと、この取組の１ページ目の、これも書き方かと思うのですけれども、地域防災計画が昨年度までに確定して、今年度はここの具体的な部分をやるというだけではなくて、この地域防災計画そのものが、やはり今年度もそういう部分を反映して見直していくという、あるいは、もしかしたら今回マニュアルを作成して、この訓練を行って検証することによって、もう一度地域防災計画にフィードバックしていくと、そういうことも可能性として考えられますので、昨年度まで地域防災計画を検討して、検討を一応終了したわけですけれども、ずっと今後も検討が進められると、そのような形で御検討されるのがよいのではないかなと思います。

**林座長**　はい、ありがとうございます。やはり PDCA サイクルを見直せということですね。ほかに何か。

**谷口委員**　違うことに関して。

**林座長**　谷口委員、はい、どうぞ。

**谷口委員**　はい。実践力の強化に向けてということで、今、八木委員からの意見の御紹介の中に、社会的合意の形成というのがありました。未就学児の方、それから小、中、高校生ですとか、優先的に避難をすることになる人たちに関わる支援者である大人、学校

の先生も含め、そういう身近な大人の理解というのを、積極的に得ていくということが必要であると思います。県もそうですし、市も協力しながら、自治会単位とか、学校等での出前講座的なことを繰り返しやっていく、そこにこういった新しい情報を入れていっていただけると、実践力という意味では効果があるのではないかと考えました。

**林座長**　はい、ありがとうございます。

遠藤委員からも八木委員からも、期せずして同じような観点の御意見でした。全部の方を一度に避難させるというわけではないので、ある程度、現実的には優先順位を付けるということもあるでしょうし、それから、もう一つ、とても大事なのが、遠藤委員から御指摘いただいている、そんなに慌てふためいて何かをするということではないという点です。今、低線量被ばくが想定されているわけです。ですから、少し、少しというよりも、思っている以上に時間があるということも考えたうえで、それを御納得いただかないと優先というのはなかなか難しいということになるのでしょうね。

ほかに何か。はい、では竹田委員。

**竹田委員**　基本的なことをお尋ねするというか、お願いするということになると思いますけれども、参考資料１で一番最初に書いている多重の防護というか、安全性に対しては、プラントだけではなくて、立地条件とか連携協力体制、それから防災・避難計画が大事だと言われました。私もそのとおりだと思います。

それで、このマニュアルで、例えば、資料 3-2 ですと、「本マニュアル作成の目的」の二つ目の丸で、いろんな関連機関との連絡調整、連携のあり方を明示と、これ、非常に大事だと思っているのです。それで、この連携というときに、ある情報、あるいは、どのぐらいの放射線量になったかという、そういう情報を、県あるいは事業者からいただく場合にも、そういう事故の場合はかなり混乱していると思うんですよね。東電の事故のときも、例えば東電だけにおいても、現地と本部でも考え方が違っているとか、そういうことがあります。

そういう意味で、よほどこの協力体制というか、得られる情報というのをしっかりしておかないと、それによって判断されるわけですから、信頼がおける情報が得られるようにというよりは、いろんなところから情報を得て、そこから本当の情報がこうなんだろうという、そういう判断ができるようにしておかないと駄目だと思っています。される予定でしょうけれども、こういうふうに目的のところに「連携のあり方を明示」というふうに書いていますので、そうした点は大事だと思っております。

それで、さらに協力体制の中にも書いておられますように、地元も参加した危機管理の協力体制が大事だと。地元住民の方で、先ほど、要介護者、要配慮者に対しては、ある程度決めておいても、そのときにいない方とか出てきますので、そのあたりのチームワークというか、そのグループ内で、「あ、この人どうしてるんだろうな」ということを

考えてくれるような、そういうようなチームを常日頃からつくっておいて、そこの地元住民の協力を得るという体制を、ぜひ立てていただきたいと思っております。

やはり一番大事なのは、情報と、その情報を基にどういうことをやっていくか。先ほど、あまり早急に避難しなくてもいいという、私も同じ考えです。早急と言いますか、無理をした避難というのは一番駄目だと思っております。やはりお年寄りの方で、早くバスに乗って、道路が混んでいて全然進まない。そこで病気になって亡くなられたとか、そういう無理をしたことをやると非常に問題があると思いますので、よろしくお願いします。

**林座長**　ありがとうございます。

ほかにないでしょうか。では、島田委員。

**島田委員**　先ほど髙橋委員がおっしゃったように、フィードバックというのがすごく大切だと思うんです。特に広報とか情報の伝達が大事だというお話ですけれども、何か緊急時になったときに、いっぱい情報がある中で、どの情報が重要なのかというのを判断するためには、もちろんその前に平常時からのリスクコミュニケーションが必要なのですけれども、これに関しては、福島の事故後、３年経っているのですけれども、いろんな観点から住民の方たちに、広報活動とか啓発活動の努力がなされていてもまだ、多分、不十分だと思います。

県ではアンケートも取られていて、いろいろな意識とかを把握されているのですけれども、その把握した結果を盛り込んで訓練してみて、ここの部分でどうしても理解が不足していたということが分かったら、またフィードバックして、緊急時のいろいろな訓練、住民だけではなくて、職員の方のリスクコミュニケーションという面でも、訓練したあと、本当にそれが機能していたかとか、もちろんそういうことを取り組まれようと思っておられると思うのですけれども、何度も何度もフィードバックしながら、繰り返し、いろいろ改善していくという、マニュアル一個つくったらもう終わりではなくて、何度も訓練なり議論を重ねたうえで改定していって、よりよく変えていくという、そういう柔軟な対応もできるようなマニュアル等取組のシステムをつくっていただきたいと思います。

**林座長**　はい、ありがとうございます。

これもPDCAですね。そういう意味では、書いたことが作文ではなくて、実際に動かしてみて、ちゃんと動くかどうか調べて、100 パーセント動くことは多分ないので、不具合を見つけて、バグ取りをして、また改善をする。

それから、髙橋委員的に言うと、この平成25年度に絵が出来上がったというのではなく、こういう体制でいくことがほぼ固まった今年は、去年からも作っていますけれども、

できているものに加えて、初動対応マニュアル、緊急時モニタリングの実施要領、広域避難の実施要領ということで、足し算のところをさらに深掘りをしていく。それで不具合が見つかれば計画に戻って修正する。当然、外的な状況の変化で、計画そのものを変えざるを得ないことも起こっているので、ここにある要素は全部、常に見直しの対象になっているということになるのでしょうね。

ほかに。牧委員。

**牧委員**　実践力の強化へ向けてということと、それからマニュアルについてですが、実践力の強化ということで、やはり原子力、難しいので、専門職の育成というのが重要なのかなと。相手は多分規制庁、それから福井県というところにそういうプロがたくさんいらっしゃるような体制になると思うので、このマニュアルをずっと見直していったり、訓練をきっちりとやっていったり、起こったとき何とかするためには、その専門職というのを育成して、他府県ときっちりと交流をしておくということが、実際起こったときに、情報を解析するうえで重要なのかなと思いました。

それからこのマニュアルですが、地域防災計画もこのぐらいすっきりと見やすくなるといいのかなと思うぐらい、けっこう見やすくできていると思いましたが、まだ少し仕事の全体像みたいなのがよく分からないと。というのは、よくよく読んでいくと分かるのですけれども、それは原子力災害が起きたらやらないといけないことは五つに整理をされて、「情報の収集」、「災害対策本部の設置・運営」、「広報」、「モニタリング」、「防護措置」ですが、この五つをやるんだというところをもう少し明確にするのと、では、それぞれの関係はどうなるのかと。多分、災対本部は意思決定でしょうし、それから情報処理とモニタリングの情報はその意思決定の基になるのでしょうし、それを先ほどのお話で言うと、やはりリスクコミュニケーションが重要なので広報が出すし、実際のオペレーションというと防護措置というのが現場を動かすみたいな関係が少し分かるといいのかと思いましたが、多分、基本的に、よくできているのかなと。

ただ、この初動対応マニュアルと、それからモニタリング、広域避難の関係が、もう少し明確にする必要があるのではないか。もしかしたら一本の、災害時原子力災害対応マニュアルにして、それから先ほど申し上げた五つやらないといけないことがあるわけで、それぞれマニュアルで、例えば防護措置というのが広域避難でしょうし、モニタリングはこのモニタリングで入っていますし。そしたら本部運営と、広報と、情報収集みたいなのをどうするのかというのをもう少し整理したらいいのかなと。

だから、これは今いいなと思ったのは、マトリクスになっていて、業務ごとに整理をしないといけないのと、各部局がきれいになっているので、読みやすいのは読みやすいのかなと。

それから、これも林先生が先ほどおっしゃっていたことですけれども、PDCA 回すときに、これに従って動作を確認するという訓練を、このマニュアルの検証というのであれ

ば、やる必要があるのかなと思いました。
以上です。

**林座長**　ありがとうございます。

一応、ひとあたり御意見をいただいて、実践力強化に向けて滋賀県として取り組んでいくべき事項についてということで言えば、マニュアルの作成、訓練以外で何か特別に取り組むべきものというのはありますでしょうか。

先ほどの専門職員育成があります。要するに、専門性の高い分野だから、普通の人事ローテーションでくるくる回して大丈夫かというところもあるかもしれません。ですから、人を育てるということもぜひ考えてほしいというのがポイントになる。

それから、取り組むに当たって留意すべきこととして、髙橋委員、島田委員からも御指摘をいただいているように、PDCA をきちんと回すようにということかと思います。

加えて、僕個人としてですけれども、これを見てちょっと気になるのは、参考資料１の、「立地条件の安全性（地震・津波等）」と書いてあって、行政の言葉だから「等」で何でも含まれるはずなのですけれども、その右の注釈を読むと、やはり「災害等事故対応」みたいに書いてあるのです。

私個人は、一番危険性が高いのはテロだと思っているんです。その意味から言えば、テロと明示して、自然災害もあれば事故の場合に加えて、意図的な攻撃によって破損してしまうこともあるということです。原因としてすべてを想定したうえで、それを予防するのは本来国の役目なのですけれども、起こってしまったあと対応しないといけないときに、「すみません、テロは計画の中に（含まれていない）」、というのは言い訳にはならないです。テロでも同じことが起きる。逆に言えば、テロで起ころうと、地震で起ころうと、事故で起ころうと、起こっている現象としては同じ放射性物質の飛散拡大という問題になるのですから、そこのところはちゃんと明示しておいていいのではないかと、わりと強く思います。

それからもう一つ、マニュアル、訓練以外という部分で言うと、最近、国交省が日本海側の津波の想定の発表をしましたし、文科省もしているはずです。そうすると、それによって、今までの想定を見直す必要はないのかということもぜひ見ておいていただく必要があるのではないか。マニュアルをつくる、訓練をするというのは、起こってからの対応ですけれども、それを起こすような状況がどうなっているのかということについての配慮、検討というのもやはりやっておいたほうがいいと思います。

何となく規制庁の議論を見ていると、津波を悪者にしてきているわけですけれども、あれは本来の問題よりは、というか、津波のことで心配をしなければいけない原発の数というのは、日本 50 のうち、そうないかもしれない。だけどもテロの心配をしなければいけないのは 50 のうち 50 あると考えておくと。一番リスクが高いのは何かというのを常に考えて、津波、津波、津波というふうに思い込まないほうがいいので。では、今回

一体どのくらいの津波になるのかというのは、今までよりははるかに精度の高い予測にはなるでしょうから、ぜひ御検討いただけたらと思います。

それで、御意見の中に、竹田委員、あるいは牧委員から、もう既にマニュアルの中身について言及いただいているので、ここにある二つのチェックポイント、「初動対応マニュアルおよび実施要領について」ということで、御助言、御意見等いただきたいポイントについて、もう一度関心を持っていただいているか、この文言を見ながら、また御意見を頂戴できればと思うのですがいかがでしょうか。

はい、では髙橋委員。

**髙橋委員**　すみません、先ほどのところでもう一つ、マニュアル作成、訓練実施以外でということで、先ほど牧委員の専門職というところに関わるのですが、マニュアルですので、やはり資料 3-1 にありますように、誰が、何を、どのようなスタンスで、いつというところが重要なのですけれども、もう一個プラスするとすれば、なぜそれを行うのかという部分を、マニュアルに書く必要はないのですが、実際に行う職員の方々が認識されるということが重要ではないかなと思います。

すなわち、先ほどから優先度というお話が出ておりますけれども、この優先度を決めるためには、あるいはそれを伝えるためには、その防護対策ですね、屋内退避というのはなぜ行うのか、0IL 1 と 0IL2 というのはなぜ違うのかというようなことを説明できると、職員の方々は理解しているという部分があって初めて地元の方にも説明できますし、あるいはマニュアルも、そういうところで活きてくるのではないかと。ですのでマニュアルを身につけるということは非常に重要なのですけれども、もう一つ、それに対する教育、なぜという部分の教育というのが一つ重要なのではないかというのを付け加えさせていただきたいと思います。

**林座長**　はい。言い方を変えると、リスクコミュニケーションの大切さは一生懸命強調されていますけれども、具体的にそれは何をどう共有するのかというところをちゃんと明確化して、ある意味では、誰でもしゃべれるようにする必要があるだろうし、誰にでも分かってもらえるようなレベルにしておく必要があると思います。

では、マニュアルと。

**谷口委員**　はい。

**林座長**　はい、谷口委員。

**谷口委員**　マニュアルと要領の使い方の部分になるのかもしれませんが、実際にはこれは県の職員の方たちが動くマニュアルですが、県の方たちのその先には、例えば、私が今

関わっていることで言いますと、滋賀県の老人福祉施設の協議会等の動きがあります。ここには52の法人が入っています。県内の特別養護老人ホーム、それから養護老人ホーム、グループホーム等の施設が入っていますが、今原子力災害についても一応想定して、広域避難のための相互支援協定を結ぶということで勉強会と、それから具体的にどんなふうなことを想定しながら、どういう受入れ体制をつくったらいいのかということを話し合っておられます。

同時にBCPもつくろうということで動いていらっしゃいますが、恐らく今ここで出されているような優先度のことですとか、高齢者の場合はこうですよということですとか、そういう情報が無い中で話をしていらっしゃいます。県の職員さんが動いてくださるマニュアルというのは、実際にはそういう現場が動くためのものですので、このマニュアルをつくっていくと同時に、現場の支援関係者の動きとのつなぎを意識して連携を取りながらやっていくということが大事かなというふうに思いました。

**林座長**　はい、ありがとうございます。資料のパンフレットはご存じですか。これは多分最近できたんだと思いますけれども。今年の３月ですね。もっともっと、これが使われるといいのかもしれませんね。

さっきの髙橋委員の言い方では、こういうものの中に、もっと具体的に書き込むべき内容があってもいいのかもしれないということです。例えば、総被ばく量があるレベルに達せば危なくなるので、強く出ているところにいたら短時間ですし、弱いところだったら長時間のように、危険を計算してみるのはどうでしょう。200 日大丈夫ですとは誰も言いきれないわけです。だけど、その出ている量と時間を掛け算すれば、ある一定量になって、それが危険な値を超えるかどうかは算数の問題になるわけで、そういうことが計算できる能力を、例えば皆さんに持ってもらう。

その中で、では、誰から逃げてもらうのかというときに、もう一つ、ヨウ素剤についても考える必要があると思います。ヨウ素が関心を集めるのは、あれだけが早く影響がなくなるから、少なくともそれぐらいは止めよう、それ以外のセシウムなんかは、影響がずっと続くのだから、ある意味しょうがないというのが本当のところです。だから、何となくヨウ素剤がオールマイティのようなニュアンスを持っているようなところがあるのも、少しずつ変えていってもいいのかもしれない。

そうすると、書くべき要素としてはそんなには変わらないはずだと思いますが、そこの書きようというのは、簡単なメッセージもあれば、それを解説するような、本当の、コアになるようなメッセージもある、それを解説するようなメッセージもあるというようなことで、こういうものを核にして、説明すべきことも何層かあるので、この意見書の体系をつくるために、これもPDCAの対象だと考えていただいたらと。

マニュアルや訓練以外にということでは、こういう、啓発そのもののレベルアップというのを、先ほど髙橋委員がおっしゃってくれたことを具象化しているものというふう

に考えています。

ほかに、このマニュアルや実施要領について御意見があれば。再度いただいてもかまいませんし、どうぞ。では髙橋委員。

**髙橋委員**　先ほど牧委員からマトリクスという話があったのですけれども、このマニュアルを見ますと、非常に細かいところまで記載されています。特に組織の部分で、例えば23 ページで、「災害対策本部」のところに「各部」ということで班の名前がかなり列挙されているというような書き方になっておるかと思います。また、例えば39 ページにつきましては、緊急時モニタリングの、特に試料を採取するということに当たりまして非常に多くの班が書かれています。こういう形のマニュアルになっておるのですけれども、先ほど優先順位というお話もありましたが、何が一番最初に必要という部分は、これだけ細かいことではないような気がします。

というのは、こういうものが必要で、こういうものが必要でということがまず前提にあって、そこにどういう組織が当てはまるかという、そういう形でないと、実際にこのマニュアルで何をしようとしているのかがはっきり見えないのではないかと思ったところです。

ですので、実際にこの緊急事態が起きたときに、どういうことをしなければならないか、そこをどこが対応するのかという形になっておく必要があるのではないかと思ったのが一点。

と言いますのはもう一つ、これはこの次のステップになるのかもしれませんが、恐らく複合災害という話が出てくると思います。そうしますと、ここにさまざまな方々全員が入れるような、そういう形に、今、このマニュアルになっているかもしれませんけれども、実際にはさまざまなところにどうしても対応が迫られる。で、個々の部分はそんなに要員が来ない可能性もあるわけですね。そうしますと、やはり、何が職務としてなければならないか、という部分が先にあったほうが、いざというときの優先度、あるいは冗長性ですね、そういうものにも対応できるのではないかと感じたところです。

**林座長**　何か、事務局、今の御指摘についてコメントがありますか。いいですか。

一応、大きな流れとしては 20 ページ、21 ページというのが、全体の進行台本みたいなものになるのかなと。状況というのが、横へどんどん展開をしていくのにつれて、県庁内のそれぞれのセクションがどんなふうに動くのかというような出番表みたいになっている。それを見て、今ここのここだから、これは何するのだといって後ろを見るというイメージですけれども、そこまで読み取れないというのが髙橋さんの御指摘で、もうちょっと、いわゆる幹と枝と葉っぱみたいなものをしっかり位置づけて、なるだけ見やすくして。それは先ほど牧委員が言っておると思うのです。流れが見えないというのは同じことなので。そうすると、分かっている人には分かるマニュアルではなくて、素人

でもぱっと分かるようにしてもらえませんかということです。

慣れていらっしゃる皆さんだけで、いざ起こったときに原子力は多分できないと。このうちの半分はオフサイトセンターなんかに行かされてしまう。ということは、まず、一番近くて防災危機管理局のほかのハザードをやっている人が来る。それでも足りなくて、普段やっていない人たちがいろんなところから来るといったときに、これをいちいち解説している暇は多分ないから、来た瞬間に分かるようにする。

今これの前提は、言ってみれば、ものすごく強い、よく分かってるリーダーがいて、来たやつに、「おい、おまえ。この二十何ページのここ」とかというふうに言えるというのが前提だと思うのですが、なかなかそこまで熟知している人はいないということで、リーダーに流れを見せるのが大事だということは牧さん、髙橋さん両方が指摘してくださってることです。大きな流れが見えれば、その場に合わせて細かいところの調整はできると。細かいところから入ってしまい、全体の方向性が見えないと、無駄なこともやってしまう感じがいたします。

ほかにこのマニュアル、実施要領について、どんな部分でもけっこうです。

あ、どうぞ、竹田先生。

**竹田委員**　林委員長がテロの問題を言われましたけれども、私は、テロもあり得るけれども、やはりちょっと心配なのは、地震、津波といっても、震度６ぐらいだと、はっきり言って大丈夫だと思っています。災害というか、事故は起こらないのではないかと私は思っています。

それで、反対に言うと、事故が起こるもっと大きな地震の場合は、津波はあまり可能性は少ないと思っていますけれども、地震で、非常に、もうとてつもない地震が起こった場合は当然ながら事故になると。もし、高浜とか大飯、すべて動いておれば事故になる。今止まっていますので、事故にもなりませんけれども、そういうふうな災害のときには、原子炉の事故も問題でしょうけれども、一般市民の生活自身がもう地震によって脅かされる、生命が脅かされる、そういうときだと思っております。私はですね。こういうのが必要な場合。

そのときに、そしたらこういう防災というのは、バスが本当に動くのだろうかとか、そういうことも含めたことのほうが大事かなと思っています。これは私だけの考えかもしれませんので。だけど、そういう場合にも対応できるように、対応、まあ皆さん、私も含めて、死んでしまったらどうでもいいのですけれども、半分ぐらい生き残っておられる方がおったらそのときどうするかという、そういうことも、ちらっと、やはり頭の中に入れて考える必要があるかもしれません。意見です。

**林座長**　はい、ありがとうございます。

いわゆる複合災害ですけれども、これについて事務局、何かありますか。

**事務局**　原子力防災室長の中山です。失礼します。

現時点でですけれども、竹田委員がおっしゃるとおり、複合災害ということが非常に心配になります。けれども、今現在、防災計画を見直して、ようやくできた、こういう段階の中で、具体的な計画として、モニタリング計画なり広域避難計画、緊急被ばく医療マニュアルという形が整えられたところで、それを、シングルイシューという形で深掘りをかけて、まずはそこを固めて、そのうえで応用編という形で、どのような形になっていくのかという横の広がりをやろうと、このように考えております。竹田委員がおっしゃったその視点、非常に大切だと思っておりますので、急いでシングルイシューのほうを、現時点で固めたいと、このように考えています。

**林座長**　よろしいでしょうか。

ではほかに。それでは島田委員。

**島田委員**　すみません、ちょっと具体的な話ですけれども、モニタリングの体制ですが、35ページにあるように、先ほど髙橋委員がおっしゃったように、すごく班が事細かに分かれて書いているのですけれども、この緊急時のモニタリングというのは、どちらかというと、避難していく住民の方の避難経路の話もあるのですけれども、この放射線の問題の一番の、普通の事故とかと違うところは、いったん事故が起こったあと、ずっと長く汚染が続いて、緊急時からずっと続いて、で、緊急時のモニタリングの結果が、のちのちのその住民、ちゃんと無事に避難されたとしても、帰るとか、実際、ちゃんと避難できて、自分は被ばくしていなかっただろうかとか、そういう評価のために使うもの、すごく重要なものなのですけれども。

このように分けてやっていくうえでの緊急時に測定地点を選定するというところがあるのですが、事態の進展に応じて選定と書いてあって、国のSPEEDIなどを参考に活用すると書いてあるのですけれども、例えば大気班でモニタリングしていて、気象条件によってすごく濃いところが見つかったとか、いろいろ、緊急事態というか、いろんな結果が出てくると思うのですけれども、それらの班の横の連携というか連絡をつけるというか、そういうシステムもちょっとつけといて。

なんか、独自に飲料水班は飲料水ばかり測り、で、農作物班は農作物を測って。でも農作物とか畜産物の上空には大気があるわけですし、あと気象の情報をすごく持っている部署との連携とかですね。あと、今回の事故のように２回爆発が起こって、１回目のときと２回目のときでは吹いている風が違ったとか、急に雪が降ってきたとか、けっこう、いろんな気象条件の変化によって変わると思うのです。そういうので、原子炉のすぐ近くのところじゃなくて、低線量の被ばくの危険を考えるためのモニタリングですので、後々の、中長期的なモニタリングにつなげていくということも考えて、後でここの

部分のデータが全然なかったというようなことにならないように、各班の間の連携、何かちょっと特別な異常事態のような高濃度が測定されたときには、ここととここにはすぐ知らせるとか、場所の選定もいったん選定してそれで終わりではなくて、違う事態が起きたときに、こちらのほうのモニタリングもしないといけないという判断を誰がするのかとか、そういうところが、もう少し強化されれば、あとで「しまった」ということにならないのではないかと思うのです。

あと、平常時のモニタリングポストも活用とあるのですけれども、すごい地震が起こったときに、平常時のモニタリングポスト自体が破壊されていたとかいうこともありますので、もともとあると思って安心していたら、実は測れていなかったということもありますので、どこまで具体的に設定しておくかというのは、ちょっと大変だと思うのですけれども、もうちょっと、せめて30ページのこの組織のところで、こう、すべての班が連絡を取り合うとか、そういうのも盛り込んでいただければいいのではないかと思います。

**林座長**　どうぞ、事務局。

**事務局**　島田先生がおっしゃるのはもっともでございまして、例えば、35ページの体制の部分の本部の組織図で言いますと、島田先生がおっしゃるのは、本部長の横に、「企画調整班」というようなことを考えているのですが、そういう横の連携をつなぐようなところをもうちょっと補強するよう、例えばこの企画調整班は全体を調整するところですけれども、そういう機能を持たせて、モニタリングの比較も含めてさせていくようなことを、イメージしているので、そのような形で組織を考えていきたいと思います。

**林座長**　よろしいでしょか。

**島田委員**　はい。多分、逐一いろいろな班からの情報をどこかでまとめて、俯瞰して、で、もうちょっとここが強化すべきなのではないかとか、そういうことを判断できるのが企画調整班なのかもしれないので、そこの班はそういうことをするんだよというのを書いておかないと、調整しているだけというイメージになってしまいますので、そこがすごく大事だと。誰かが全部のデータを俯瞰できるというのがすごく大切だと思いますので、そのへんを織り込んでいただければと思います。

**林座長**　いいでしょうか。

19ページを見ていただいたときに、情報の流れみたいなもの、一応配線図では書いてあるわけです。この中に、県というのはブラックボックスになっている。なぜか知らないけれども、県は一瞬にしてすべての人と情報共有できる、すごい要素として書かれて

いるのだけれども、本当ですかと言っているのが島田委員で、そんなことはあり得ないだろう。だとしたら、この県の中にもこういう配線図みたいなものがないと、いざみんながバタバタしているときに、ちゃんと情報は集まりませんよという意味で、県という箱の中にも配線図をぜひ書くと、先ほどのような問題はある程度ましになるという御指摘に聞こえました。

**島田委員**　そのとおりです。

**林座長**　はい。ほかに。では髙橋委員。

**髙橋委員**　今の 35 ページのところ、今の島田委員や林座長のお話もありましたように、指揮命令系統が非常に重要になると思います。と言いますのは、御承知のように、緊急時モニタリング体制は国のもとでのモニタリングと県のモニタリングとが並行しますので、非常に指揮命令系統が混在してしまう可能性もある。ですので、今お話がありましたように、どういう指揮命令系統で動くかということを、特にマニュアルですので、明確にしておく必要があるものと思います。

もう一つ気になりました、大気班の中に空間放射線量率・積算線量と空気のサンプリングという二つの業務が入っておるわけですけれども、災害対策指針からいたしますと、まず空間線量率の測定というのは非常に重要になっている。それと、空気中の放射性物質濃度の測定というのは明確に目的も分かれております。ですので、大気班という一つの班でやるのではなく、明確に、空間線量率、積算線量、線量の測定というのが一つの班であり、空気ですとか、あるいはさまざまな環境媒体のサンプリングというのがまた一つのグループであると、そういう形で分けないと、行動が非常に繁雑になるし、あるいは無駄な動きが出てくると思いますので、そういう目的で、災害対策指針の、あるいは、測定の目的に合わせてグルーピングするということが必要になるかと思います。

先ほどの繰り返しになりますが、かなり班が細かくなっておりますけれども、サンプリングという部分では一つの塊ですので、そういう部分できちんと調整ができるような形でないと、個々の、それぞれの項目ごとに班をつくるというのは調整の話もありますけれども、非常に混乱する可能性がありますし、最終的にこれを測定するのは一つの分析班になりますので、そこに持って行ったときの優先順位、これもまた重要になりますので、このあたりもきちんと調整しておく必要があろうかと思います。

**林座長**　分かりました。それこそ専門性の問題にも関わってくるのだと思いますけれども、どのようにして測るのかという実態に合わせて、誰が、何をというのを明確にいちいち対応させてくださいということですね。

ほかに。牧委員。

**牧委員**　その関連で、21ページですけれども、災対本部と県モニタリング本部が並列しているのですよね、これ。兼務がかかる人が多分いるのかなと。このモニタリングの人は、これ専門でおられるわけではないですもんね。そこらへんうまく整理をして一元的な組織として書いておくほうが有効かと、今、これを見て思いました。

だから、今思ったのですが、モニタリングの本部長は知事なんやろうかというのがよく分からないですね。これで言うと、本部長とどういう関係にあってというのが。ただ、規制庁の指針でモニタリング本部を置きなさいと書いてあるからこうなっているのでしょうけれども、これは組織図として、県なりにうまく咀嚼したものがあって、で、モニタリング本部というようなところが重要かなと思いました。

**林座長**　今のコメント、組織図がいいのかは、けっこう微妙です。髙橋委員が言っているのは、業務フロー図なんですね。だから、例えば知事というのは最終決定権限者だから、すべての情報は最終的には彼のところに入る。だけどそのときは、アドバイザーとして彼のスタッフがいて、「おい、俺は結局どうすればいいんだ。」と尋ねると、ＡＢＣという選択肢を言ってくれるような状況でなければいけない。組織とやってしまうと、知事のところに全部集めろと、料理されていない生のものが入ってくる可能性もあって。それを彼が料理してもしょうがないことです。彼のところに行くまでには、その前に誰かがそれを料理をしておかなければいけない。そうすると、そのためには何と何が材料として必要なのか。その材料Ａを誰が調達するのか、Ｂを誰が調達するのか、Ｃを誰が調達するのかということに多分なるのだと思うのです。

もし、組織でやってしまうと、例えば皆さんのところで10人分ぐらいの働きをしなければいけない。さっきの大気班は２人分の働きを１人でやらなければいけないようでした。実際にはできないということになると、１人で仕事ができる範囲から積み上げて、それがどういうふうに組み合っていくのかというような流れ図を一回つくっていただいて、そこに誰が当たるのかというふうに考えてもらうと、今の組織図は、どうしても平時の流れでイメージしてしまうので、平時に仕事を当てようとすると、忙しいところと暇なところができてしまう。このときに必要な仕事はこれだけあって、そのためにこれだけの人数が動員されなければいけないといったときに、それをどうやって割り振るかというのは、これは知事マターかもしれない。「おまえ行け。」と言ってしまえばいいわけですから。そこのところの整理をきちんとしていただいて。できたら仕事で整理をしていただいたほうが合理的なものになるだろうと思います。それと、うまく組織が重なることを期待したいですけれども、重ならない場合の優先順位はどっちがあるかといったら、仕事にあると御理解をいただいたほうがいい。

**牧委員**　今先生がおっしゃったように、プロジェクトチームを立ち上げることになるので

しょうから、せめてこの企画調整班のトップは誰かというのは分かってもいいのかな。そのプロジェクトリーダーだけ。それと、その本部との関係が明確になっているような、というイメージです。

**林座長**　はい、ほかにいかがでしょうか。このマニュアルについて。

**事務局**　すみません。

**林座長**　事務局。

**事務局**　はい。八木先生の意見の二つ目にありましたところで、滋賀県の場合ですと、二つ目の項目で、福井県で避難の防護対策がとられていたとしても、滋賀県に対しては、距離的なことがあって示されないケースがあるだろうと。その中で、住民が勝手に動きだして、最終的には無秩序な形になるというケースが、滋賀県の場合、現実なんじゃないかとおっしゃっていたのがちょっと残っていまして。

これは、考えによってはマニュアルの範疇で、事前にそういうのが分かっていれば、何か決めておくとよいが、なかなか決めにくいという部分もあるとおっしゃっていて。重要なのだけれども、これはどうしたらいいものかという、御意見の投げかけをいただいたところです。われわれも、できればこういう不確定要素はできるだけ排除して防災対策に取り組みたいのですが、こういう部分というのは、リスクコミュニケーションだけで対応する以外に、何か、マニュアル等に入れ込めることは可能なものなのでしょうか。

**林座長**　どなたか。

**谷口委員**　それは避難のこの要領の中？

**林座長**　いや、避難の要領にしないほうがいいと思います。

**谷口委員**　あ、しないほがいい。

**林座長**　これは僕は知事の問題だと思うんです。対応として３つある。まず、用意していない県で発令されたとしても何もできない。で、次は、用意がしてある県で発令されたらちゃんとできる。３つ目は、用意はしてあるけれども発令されない。つまりボタンが押されないのだけれど事態が動き始めたと。基本はこの３つのシナリオがある。

大部分の隣接県は１です。用意がない。だからそんなこと言われたってできない。今、

滋賀県や京都府が目指そうとしているのは、シナリオとして２をやろうとしている。いざそういうことになったら、私のところはちゃんとやれますというのがポイントです。３は、そうなれば県が単費でやればいいと、居直ればいいんです。国がやらないということは、もしかすると国は保障しない。そこまではうちは関係ないと言い切るかもしれない。でも、県民の安全安心にとって、もうこれはほぼ発令したのと同じ事態だと見なせば、県職の皆さんに、「日ごろやってきたとおりにやってくれ。」と、「責任は俺が取る。」と知事が言えば、それで済むことだと僕は思う。そこまでマニュアルに書くかといったら、書かない。そのために副知事がいたり、総務部長がいたりする。そういう県の幹部が。これはもう極めて政治的な判断だと思いますので、そこに任しておけばいい。

ただ、県の職員の皆さんから言えば、知事が決意したときに、その決意が実行に移せるだけの能力を持っているかということが問われていて。それはありますと答えてほしい。さっきの、彼が料理してくれと言ったときに、「え？できないの？」と言ったらそれで終わりでしょう。「やろう。」と言われたときに、「はい。」と言って、そのまま粛々と動けばいい。そうであれば、今練習するのであったら、「うちにも来ました。」「ああ、じゃ、やりましょう。」という形を練習しておくのが、練習としてはいいのではないか。それ以外はイレギュラーとして、新しい事態ですから、トップに判断してもらえばいい。能力さえあればよいと思います。どうでしょう。

**牧委員**　はい。そう思って緊急事態区分を見ていたら、それぞれ一番下に、「その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき」とか何とかって全部ついていますから、多分この条項で動かして、あと金目の話はあとで霞が関に行って、「おい。」と言うんじゃないですかね。そこのところですよね。

ただ、今先生がおっしゃったことで言うと、フェーズ１、２、３、４、それぞれそのトップ、その段階のトップが判断をすることになっているのですけれども。

**林座長**　ただ、そこについても、僕らには基本的人権というのがあって、居住の自由というのがありますから、県だからといって、人をある特定の場所にしばりつけておく権利はないはずです。だから、これは伝家の宝刀なので、あんまり早い段階から抜くのはやり過ぎだと思うのです。だから、ここで言うときには、全面緊急事態になっているというところをスタートにしないとおかしいだろう。

どの災害でも、自己判断でいろいろ対応する方はおられるわけです。その人たちに、いろんな支援が必ずしもそのあと行かないことも事実ですけれども、それは自己選択のうえでそれを取られていると、今は解釈しているはずでしょう。だから、これも災害の一つとして考えるわけだから、公益というか、滋賀県民の安全・安心が非常に著しく脅かされたという事態になったときに、本来の一人ひとりの持っている自由をある程度制限してまでも公的機関がとる措置というのが広域的な避難計画だと僕は認識しているの

で、できればやらないほうがいいというのがポイントです。あんまり書き込みすぎても厳しいと。

**牧委員**　いや、今、全面緊急事態だけ知事が意思決定できないんで、そうっと入れとくんですかね。

**林座長**　不文律で申し送りにすればいい。あるいは危機管理監の専決事項にしておくべき。多分危機管理監が一番アドバイスを求められる立場になると思います。知事からどうしようと。そのとき、「うちは能力ありますから、知事がやれと言うならできます。」というふうにお答えいただくのが筋じゃないか。

で、情報収集事態ぐらいで「おいおいおい。」と言われたら、まず竹田先生、髙橋先生に電話で、「どうでしょうか。」と確認して、知事を、むしろ安心させてあげるほうが、大事かもしれません。で、いよいよというときは、最後決断ということになるのではないかなと思います。どうでしょうか。いいですか。

ほかに、このマニュアル、実施要領についていかがでしょうか。

**谷口委員**　避難の実施要領についてです。

**林座長**　はい。どうぞ。

**谷口委員**　避難の要領 62 ページです。ここの対応の流れの中には、先ほど林先生がおっしゃって大変よく分かったのですけれども、配線図ですとか業務のフローがないので、それがないと、恐らくこの 62 ページにあるような、それぞれパーツごとにまとめられたものでは横の流れが分からない、全体像が見えないということで、また抜け落ちが出るかと思います。それが一つ。

それから避難と避難生活はセットだというふうに思うのですけれども。避難生活は別の、既存の県の計画なり要領なりを使うのであればそれでいくというふうに書いてないと、何か避難した、そこまでで止まってしまっている印象を受けます。

**林座長**　はい、ありがとうございます。

今の谷口さんの後者の御指摘は、違う言葉で言えば、避難と避難生活は別ものと考えているということです。ここで言っているのは、英語で言うとエバキュエーション（evacuation)。国民保護で言う「避難」です。避難生活というのは、国民保護計画では「救援」という言い方をするので、あれは英語で言うとシェルタリング（sheltering）になるのです。その二つは分けて考えるべきです。むしろ谷口さんの御指摘は、シェルタリングについて、ここに無いじゃないかという御指摘になるというふうに御理解いた

だいたほうがいい。

事務局、大丈夫ですか。いいですか。

**事務局**　避難所での生活の部分については、基本的に、風水害等の中で決まっておりますので、そこの部分を活用していくかと思っております。ただ、そういう、明記の仕方も含めて、はい。

**林座長**　ほかによろしいでしょうか。どうぞ、髙橋委員。

**髙橋委員**　明記の仕方というところですね、どうしても「避難」という言葉が出ておるのですけれども、例えば遠藤委員のコメントにもありましたように、「避難」と、もう一つ「一時移転」と、災害対策指針で二つ分かれております。当然時間的な差がございます。ですので、実際にそこから移動するということでは一緒であっても、レベルとか目的とか、緊急性とかが異なりますので、そういう部分はやはり明記しておいたほうが、先ほど優先順位というところに関わると思うのですね。すぐに全員行かないといけないのと、順次、順番にやっていけばいいという、かなり変わってきますので、そういうところもきちんと明記しておいたほうがいいのではないかなと思います。

**林座長**　もともと国民保護と防災計画との間で言葉遣いがずれていることが一番の混乱の元だと思うのです。「避難」という言葉の使い方が一段階ずれているというところが問題なのですけれども、普通、僕らはどうしても、防災計画の頭で「避難」という言葉を読むから、避難所に行くというイメージになるのですけれども、ここはむしろ屋内退避の話ですから、どうやって命の安全を確保するかというところなので、仮の生活の場ではない。今、去年変わった災対法では、「避難場所」と「避難所」という言葉を明確に分けています。「命を守るための避難」というのと、「仮の生活をするための避難所」という言い方で、目的をつけて話をするようにしているので、もしかしたらそういう表現をすると髙橋委員の御指摘が活きてくるのかもしれないです。

いかがでしょうか。もしよかったら三つ目のポイントで、実動訓練について。説明の後、御意見をいただきたいと思います。

● **事務局説明**

資料６、参考資料６に基づき説明。

**林座長**　ありがとうございます。

今の訓練、福井との連携訓練の報告と、計画中の滋賀県の実動訓練について、御意見があればぜひお願いしたいと思います。

では、島田委員どうぞ。

**島田委員**　質問ですけれども、参加される住民の規模というのはどれぐらいなのでしょうか。

**事務局**　11 月は、県と、長浜市、高島市と一緒にやらせていただきます。避難は主に長浜、高島の住民が御参加いただく予定ですが、ちょっとまだ調整中ですけれども、大体 100 人から 200 人規模ぐらいになろうかと聞いております。

**島田委員**　いや、せっかくの訓練ですので、先ほど谷口委員がおっしゃったみたいに、いろいろな世代というか、世帯の、ある 1 種類の方々だけではなくて、子どもさんがいらっしゃるとか、高齢の方とか。せめて 100 人でも、訓練でも、なかなか何回もできませんので、いろんな問題が生じることを想定して、どんな結果が得られるかという、ちょっと変な言い方で、実験みたいなものですので、参加される住民の方の、参加者の特性というか、そういうのもちょっと考えられてはいかがかなと思うのですが。先ほどのフィードバックという話もありますので、それで何か問題が起こったら、マニュアルをより充実したものにするためにも、そのへんの参加者の設計というか、そのへんこれから考えられるのであれば考慮していただきたいなと思います。

**事務局**　ありがとうございます。今聞いております範囲では、長浜市さんは小学生の避難。それから高島市さんは要配慮者を検討というように聞いております。

**林座長**　では髙橋委員。

**髙橋委員**　八木委員からの御意見と重なるところもあるのですけれども、今回この訓練をされた際に、八木委員のコメントでは、安定ヨウ素剤を訓練で服用したから災害時も服用するものと誤った認識を持たないようにというお話があったのですが、同様に、こういう屋内退避ですとか避難とか、なぜこういうことが行われたか。すなわちこういう事象が生じたから行われたという部分を、最後の講習会のときにきっちり説明していただいて、必ずしも原子力災害が発生したからすべてこういうことをするわけではないと、こういうことがあって初めてこういうシナリオになっているという部分を説明されることが必要でないかなと思います。原子力防災についてと、一般論というよりは、今回のストーリー、シナリオについて説明したうえで、そのそれぞれの防護対策をとった理由ですね、そういう部分をやはり説明していくということが一つのリスクコミュニケーションという部分につながるのではないかと。ぜひそういう部分を強調していただければと思います。

**林座長**　ありがとうございます。何かありますか。

**事務局**　訓練では研修会も併せてやりますので、いろんな基礎知識、いろんな部分を加えて説明したいと思います。

**林座長**　基礎知識というと、急にね、原子力の話になるのだけど、そうではなくて、原子力事故からどうやって身を守るかについても合理的な説明を、ぜひしてくださいというお願いです。

**高橋委員**　そうです。そこがあって、こういうふうに対策をとって、こういうことを行ったということを分かるように説明していただくということが必要かと思います。

**林座長**　急にシーベルトの話になるようではね、みんな嫌になるだけなので。

ほかに。よろしいですかね。

ちょっと気になったのは、せっかく、今度福井とやられた訓練のあとに、50 人ほど参加されたとしたら、参加者の間で、英語で言うと、アフターアクションレビューと言うのですけれども、AAR と訳すことが多いのですけれども、４つ質問するんですよ。自分たちはその訓練で何をやったかを一個ずつ具体的な行動を振り返る。本当は何をやるべきだったのだろうかも考える。もし、やったこととやるべきことの間に差があったらそれは問題なわけだから、なぜそういうことが起こったのかを考える。そこまで考えたら後は、どうしたらそれは解決できるか、解消できるかというふうにやる。これによってさっきの PDCA のチェックの部分、フィードバックができるので、今非常に大事な、防災能力の向上とか、組織の災害から身を守る能力の向上の仕掛けになると思うのです。ここに検証と書いてあるのだけど、もっと内輪でいいですから、本音ベースで簡単にやってほしい。

実際にやった時間を入れると、タイムラインができる。それが今までの計画と合っているのかというのもチェックできるし､本当はもうちょっとこれ､早いほうがいいとか、この順番は逆だったとかいうような分析をやりだすと、具体的な意味でも改善につながっていくと思うので、ぜひ訓練をやったとしたら直後に、関係者でできれば１時間以内ぐらいでそういうのができたらすごくいいと思います。

それからもう一つ、これは髙橋先生に確認をしながらだと思うのですけれども、せっかく今度の滋賀県の訓練想定の中では、0.5μSv/h とか、20μSv/h という想定をするので、これだけの強さというよりは、それを全部足し算した合計値が実は問題なのです。

今、コンピュータでダウンロードしようとすると、あと何分かかるかが出ます。１分とかね。これが早くなったり遅くなったりする。同じように、シーベルトが上がると持ち時間が縮む、低線量になると持ち時間が延びるということなので、できれば１時間ご

とにでも、どんな状況なのかというのを、付与するのも大事じゃないか。持ち時間があと何時間あるのか。

普通に読んでいると、放射線が強いとか弱いという話で聞くのだけれども、実は20μSv/hでも、即何かが起こるわけではないので。むしろ持ち時間という感覚で考えてもらえるほうがいいと思うのですけれども。髙橋委員、どうでしょう。

**髙橋委員**　持ち時間と言いますか、20μSv/h というと 0IL２に達するということですね。先ほどちょっと申し上げました避難と一時移転という意味では、こちらは一時移転になると。そうしますと、これは必ずしもすぐに動くことではないです。１週間以内にというような部分になるかと思うのですね。今おっしゃられた、持ち時間という意味ではある程度長い時間の部分です。そういう部分をこういうところできちんとお話ししていただくと。で、それに合わせて避難の訓練という形になるかと思うのですが、何も、取るものも取りあえず集まってくださいというのではなくて、きちんとそういうものでの集まりですよと、そういう部分を伝えながら訓練していただくという部分が重要になるのではないかと思います。

**林座長**　多分防災に関わっている職員の皆さんだって、実は意味がよく分かっていないことってあると思うんです。数値が高ければ危なそうに聞こえます。だから、行動の許容範囲をぜひ理解してもらいながらやると随分違うと思う。妙にスリルとサスペンスを引き起こす必要はないと。

どうでしょう、ほかに。よろしいですか。

それでは、これでほぼ、一応、皆さんから御意見はいただけたのではないかと思うので、進行としては今日の議事を終わらせていただいて、事務局のほうに進行をお返ししようと思いますけれども、最後に、ごめんなさい、お諮りをすべきことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。では進行をお返ししたいと思います。

**田中副局長**　委員の皆さまの貴重な御意見、御熱心な議論、ありがとうございました。

それでは最後に、事務局から連絡事項等ありましたら。

**事務局**　いろいろ御意見ありがとうございました。本日の御意見につきましては、事務局で整理をいたしまして、また各委員さんには内容を御確認いただきましたうえでホームページ等で掲載をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

今後、この会議につきましては、国等の動きがあり、また判断を必要とする場合があれば、次回開催をさせていただきたいということでございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

**田中副局長**　それでは、以上を持ちまして第１回の専門会議を終了させていただきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。